

学校において予防すべき感染症

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

分類	病名	出席停止の期間の基準	
第 1 種	※省略	治癒するまで	
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		溶連菌感染症
			ウイルス性肝炎
			手足口病
			伝染性紅斑
			ヘルパンギーナ
			マイコプラズマ感染症
			感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）
			アタマジラミ
伝染性軟属腫（水いぼ）			
伝染性膿痂疹（とびひ）			